

税理士法人
TOPIC

【新法人設立】

帰国前～帰国後まで、日米の専門家がワンストップ支援

税理士法人アーク&パートナーズを中心とする専門家チームは、円滑な帰国と安心な新生活を支援するため「一般社団法人 日米帰国支援センター」を設立いたしました。

私たちは2015年のハワイ進出以来、多くの日米税務をサポートしてまいりましたが、近年は「日本へ永久帰国を検討したい」というご相談が急増しています。

医療や介護、米国資産の売却、複雑な日米の税金や年金、帰国時の諸手続きなど、その課題は多岐にわたります。

当センターは、帰国前のご準備だけでなく、“帰国後の生活基盤づくり”まで一気通貫でサポートいたします。

一般社団法人
日米帰国支援センター

JAPAN-US

REPATRIATION SUPPORT CENTER

<https://nihon-kikoku.com/>社労士法人
TOPIC

人事制度を学ぶ人気コースが再登場！

『人材育成デザインコース』も新たに開設予定

社労士法人のお客様限定セミナーとして、昨年、多くのご好評をいただいた「中小企業の人事制度枠組みマスターコース」を今年も開催いたします。さらに本年度は、人事制度と人材育成の連動をテーマとした新コース「中小企業の人材育成デザインコース」も開設予定です。

近年、人材確保や定着、人材育成に関する課題を抱えているといったご相談を多くいただいております。こうしたお声を受け、当法人では中小企業が実践的に活用できる人事制度設計や人材育成の考え方を学べるセミナーを企画しております。今年も開催する「中小企業の人事制度枠組みマスターコース」では、人事制度の三本柱である「等級制度」「評価制度」「報酬制度」を体系的に学びながら、自社に適した制度設計の方向性を整理していきます。また、新設する「中小企業の人材育成デザインコース」では、人事制度と連動した人材育成の仕組みづくりをテーマに、求める人材像の整理や育成体系の構築、育成施策の設計について学びます。制度を作るだけで終わらせず、「人が育つ組織づくり」を実現したい企業様におすすめの内容です。

人事制度や人材育成は、企業の持続的な成長を支える重要な基盤です。制度の見直しを検討されている企業様はもちろん、これから整備に取り組みたい企業様も、ぜひこの機会にご参加ください。

開催概要 (顧問先企業様限定)

1 中小企業の人事制度枠組みマスターコース (内容は昨年と同様)

第1回 等級制度設計 8月4日(火) 第2回 評価制度設計 8月27日(木) 第3回 報酬制度設計 9月15日(火)
各回14:00～16:00

2 中小企業の人材育成デザインコース

10月6日(火)13:30～16:30

会場: いずれの回も東京国際フォーラム 会議室G407

参加費: いずれのコースも各回3,300円(税込)

定員: 各コース30名(先着順) ※1は3回を通してご受講いただくコースです



米国居住者の帰国ラッシュ

税理士法人代表 税理士 内藤 克

近年、米国に居住する日本人の間で「永久帰国」を選択する動きが目立っています。外務省の海外在留邦人数調査によれば、米国には現在約43万人の日本人が在留しており、そのうち永住者は約17万人に達しています。特にハワイやカリフォルニアなど、日本人コミュニティが大きい地域では、高齢化とともに「最終的には日本へ戻りたい」という相談が増えていると言われています。

背景にある最大の理由は、生活コストの急上昇です。例えばホノルルでは、一般的なコンドミニアムでも価格が1億円を超える例が珍しくなく、家賃や管理費、固定資産税も上昇しています。さらに米国では医療費負担が非常に重く、民間保険料だけで夫婦月額20～30万円近くになるケースもあります。

加えて、近年は治安悪化やホームレス問題への不安を挙げる方も増えています。

一方、日本では国民皆保険制度や公共交通機関の利便性、比較的安価な生活環境などが再評価されており、円安局面では日本での生活費に割安感があること、高齢化に伴い「元気なうちに帰国したい」と考える方も少なくありません。

ただし、永久帰国には税務・法務上の重要な注意点があります。日本へ生活拠点を移し「居住者」と判定されると、世界中の所得に対して日本の課税が及びます。米国年金、米国不動産収入、投資利益なども日本で申告対象となる可能性があり、さらに、米国民権者や長期グリーンカード保有者は、日本帰国後も米国での申告義務が継続する場合があります。

永久帰国は単なる引っ越しではなく、税務・資産・家族関係を含めた人生設計全体の見直しです。特に富裕層ほど、帰国前に日米双方の税務・法務に精通した専門家へ相談し、事前シミュレーションを行う重要性が高まっています。



外国に住所を有する外国人の住所証明書の見直し

司法書士事務所 司法書士 西田 誠

従来から、「外国に住所を有する外国人が所有権登記名義人となる場合に提出する住所証明書としては、同国の官公署の証明にかかる書面又は同国の公証人の証明にかかる書面の提供が必要」（昭和40年6月18日第1096号民事局長回答）とされていました。

ただし実際にどのような書面が必要になるのか、またその正確性がどの程度のものなのか明確でない部分がありました。そこで令和6年4月1日に施行されている通達では下記のとおりに整理されました。

1. 外国に住所を有する日本人

外国に住所を有する日本人については、住所地を管轄する在外公館から発給された在留証明書等を提供することとされています。在留証明書は在外公館が発給するものであり、住所は正確であると考えられ、その者の実在が証明されるからです。

2. 外国に住所を有する外国人

1. 本国等の作成に係る住所を証明する書面

住民登録法等の根拠法令が存在する国に住所を有する外国人が所有権の登記名義人となる登記の申請をする場合には、「本国等の政府の作成に係る住所を証する書面」を提供します。韓国、スウェーデン、フィンランド、ドイツ（ベルリン州）等が該当します。

2. 本国等の公証人の作成に係る住所を証する書面

従来から、本国等の政府作成の住所証明書の提供が困難な国の外国人は、本国政府ではなく、本国公証人（ノータリーパブリック）による宣誓供述書が実務上使われていました。この通達では、それに加えて、その者が旅券を所持していて、その旅券の写しが公証人作成の住所証明書と一体になっていない場合には、その旅券の写しに原本と相違がない旨の記載およびその者の署名又は記名押印が必要になります。

今後ますます外国に住所を有する外国人が不動産の所有権登記名義人となるが増えてくると考えられますので、理解しておくことが必要になります。



人事部門の憂鬱

社会保険労務士法人代表 社労士 碓井 健一

令和8年通常国会に労働基準法改正案の提出が見送られましたが、改正の方向性は白紙ではありません。審議は継続中で令和9年通常国会での法案提出、令和9年以降段階的に施行される見込です。（ARCIST vol.97参照）

副業・兼業の労働時間通算ルール見直し

労働基準法第38条第1項では、「労働時間は、事業場を異にする場合においても、労働時間に関する規定の適用については通算する。」と規定されており、「事業場を異にする場合」とは事業主を異にする場合も含む（労働基準局長通達（昭23.5.14 基発769））とされています。

現行法では、複数の企業で働く労働者の労働時間を通算して割増賃金を計算する必要があり、企業側の管理負担が大きい問題がありました。改正案では割増賃金の支払いについて通算を要しないとする変更が検討されています。

人事部門の憂鬱

企業が副業・兼業を実施することですぐに享受できるメリットは少ないと思われるかもしれませんが、副業・兼業に関する人事部門の心配事は、「労働時間管理をめぐるコンプライアンス上の問題が生じないだろうか」「副業に熱中するあまり本業が疎かにならないだろうか」「情報が漏えいしないだろうか」「過労により労災事故が発生しないだろうか」など、尽きることがありません。

副業・兼業者の受け入れの視点

副業・兼業は、送り出す側と受け入れる側の双方が存在して成り立ちます。課題は、送り出す側、受け入れる側ともに、「情報漏えい」「過重・長時間労働」「利益相反」とほぼ同じです。公益財団法人産業雇用安定センターの副業・兼業に関するアンケート調査によれば、他社の従業員を副業・兼業で受け入れることを「検討していない」45.9%、「予定はない」28.4%、合わせて約7割となりました。（令和5年）

副業・兼業に期待する効果、留意点を整理し、実施する背景や目的・意義を明確にすることで人事部門も少し爽快な気持ちになるかもしれません。

[編集発行]



for The Value Stage
アーク&パートナーズ®

〒100-0006 東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館11階

税理士法人 TEL:03-6551-2535/FAX:03-6551-2534

司法書士事務所 TEL:03-6551-2533/FAX:03-6551-2534

<https://s-arc.com/>

社労士法人 TEL:03-6551-2540/FAX:03-6551-2541